

## 様式例 13

### 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和元年7月23日

評価者：経済労働局指定管理者選定評価委員会

#### 1. 業務概要

施設名	川崎市地方卸売市場南部市場
指定期間	平成26年4月1日～令和2年3月31日（指定期間1年延長含む）
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の利用許可、施設の維持管理、車両及び駐車場の利用等に関する業務</li> <li>利用料金の収受、減免等に関する業務</li> <li>卸売予定数量等の公表やせりの監視、届出書等の受理及び保管に関する業務</li> <li>市場内事業者との意見交換の場の設置や市場のPR策、自主事業等の市場活性化策に関する業務</li> </ul>
指定管理者	名称：川崎市場管理株式会社 住所：川崎市幸区南幸町3-126-1 電話：044-548-4111
所管課	経済労働局中央卸売市場北部市場管理課（電話：044-975-2211）

#### 2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>南部市場指定管理業務のベースとなる施設の維持管理については、総じて業務仕様書のとおり、安定的な管理運営を行うことができています。トラブル等の事案がある場合は、適宜所管課に相談いただくとともに、月毎のモニタリング時に共有を図りながら、適切な対応を行うことができています。</p> <p>また、場内事業者からの要望・苦情等については、日々の巡回や、収穫祭等の開催を通じて意見を汲み取りながら、社内で検討・調整を行い、適切な対応を行っている。特に施設の利用にあたっては、青果仲卸業者からの要望に合わせ卸売場を暫定的に利用できるよう調整を図ったり、市場取扱量の増加に伴うコンテナ倉庫の移設・再配置、トラック待機場所の増設を図るための既設シャッター・スロープの改修など、所管課にも適宜相談をいただきながら、積極的かつ大胆に利用者である場内事業者の利便性向上に取り組んでいる。</p> <p>さらに、買出人や一般利用者向けには、継続してTwitterやFacebook等のSNSを活用し、旬の食材の情報やイベント告知を行うなど、市場のPRも含めたサービスの提供にも積極的に取り組んでいる。その投稿数や一般利用者向けのイベント数は、市直営時での実績を大きく上回るものであり、そのフォロワー数の増加等の反響も順調に広がりを続けている。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>上記のとおり、南部市場指定管理業務のベースとなる施設の維持管理については、総じて仕様書のとおり、安定的な管理運営を行うことができており、その管理水準は市直営時と同様の水準が維持できているものと評価している。</p> <p>市場の活性化に係る事業については、上記のとおり、SNSを活用した買出人・一般利用者向けの情報発信のほか、キッチン設備を新規設置し旬の食材を使用した料理教室等を多数開催したり、市場PRと買出人店舗のPRを目的に卓上のぼりを作成・配布しSNSを連動させたキャンペーンを実施するなど、民間ならではの創意工夫で、市場の活性化に向けた取組を継続して行っている。一方で、指定管理者が当初計画していた「NB倶楽部」や「NBサロン」については、事業者からの要望が少なかったことや、施設の構造上の都合により実施することができなかったが、代替的な他の活性化施策の取組により、当初の事業目的は達成できていると評価している。</p> <p>なお、市場施設は一般の市民向けの施設と異なり、主に市場において業務を行う事業者を対象としていることから、施設利用率等による評価は行っていないが、下述する市場会計や取扱量の推移による効果検証・評価を行っている。別途年度評価においては、SNSでのフォロワー数やイベント参加者数等による定量的な評価を行っている。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>警備や清掃等の施設・設備の維持・管理においては、業務仕様書のとおり適切に実施できている。通常時の対応だけでなく、イベント等の開催時には警察や消防等とも事前協議を入念に実施し、事故等の防止に確実に取り組んでいる。また、防犯カメラの追加設置・更新等、不法投棄や犯罪、事故の未然防止に向けた取組の強化や、降雪時における施業手順等を明らかにしたマニュアルの作成など、安定的な管理運営に向けて積極的に取組を行っている。</p>
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	<p>少子高齢化や市場経由率の低下等により全国的に市場取扱量が減少する中、南部市場の取扱量、特に青果・水産物部については、近年増加傾向となっている。そのため荷捌スペースや駐車場が物理的に不足しており、その改善が課題となっている。既存施設を可能な限りで配置転換、或いは改修したり、また、場内事業者とも連携しながら時間で使用可能施設を割り当てたりするなど、諸々制約がある中でも、様々な工夫により今後対応していく必要がある。</p>

5	非公募更新のための条件を満たしているか (該当施設のみ)	—
---	---------------------------------	---

### 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																																																								
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	月毎のモニタリングや特殊な事案での随時の打ち合わせにより、管理運営状況の把握に努め、突発的な問題や事業実施に対する助言、庁内関係部署の紹介など、適切なマネジメントが実施できている。所管課内での情報共有についても、部内会議やモニタリングの議事録回覧等により、各担当者に共有されている。																																																								
2	制度活用による効果はあったか。	<p>市場施設は一般の市民向け施設と異なり、市場において業務を行う事業者を対象としていることから施設利用率等による効果検証は行わず、次の2点で効果検証を行う。</p> <p><b>【卸売市場事業特別会計の推移】</b> (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳出</td> <td>187,192</td> <td>19,240</td> <td>19,212</td> <td>4,125</td> <td>4,222</td> <td>4,340</td> </tr> <tr> <td>歳入</td> <td>147,628</td> <td>61</td> <td>73</td> <td>383</td> <td>359</td> <td>346</td> </tr> <tr> <td>(歳出-歳入)</td> <td>▲39,564</td> <td>▲19,179</td> <td>▲19,139</td> <td>▲3,742</td> <td>▲3,863</td> <td>▲3,994</td> </tr> </tbody> </table> <p>※歳出は南部市場にかかる運営費、歳入は南部市場にかかる収入を計上 ※歳出は施設整備費を除く、歳入は市債を除く</p> <p>職員数の減少(平成25年度の職員10名・非常勤職員1名に対し、平成30年度は非常勤職員1名)等により、各年度の赤字額(歳出-歳入)は、直営時の平成25年度で39,564千円であったが、平成30年度(見込)では3,994千円となり、35,570千円減少した。</p> <p><b>【取扱量の推移】</b> (青果部、水産物部・ト)、花き部・水本東個)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青果部</td> <td>6,886</td> <td>5,956</td> <td>14</td> <td>5,492</td> <td>8,560</td> <td>9,389</td> </tr> <tr> <td>水産物部</td> <td>3,915</td> <td>3,793</td> <td>3,732</td> <td>3,587</td> <td>2,730</td> <td>3,632</td> </tr> <tr> <td>花き部</td> <td>2,170</td> <td>2,212</td> <td>2,316</td> <td>2,253</td> <td>2,325</td> <td>2,440</td> </tr> </tbody> </table> <p>取扱高について、市場経由率の低下等により全国的に市場取扱量が減少する中、南部市場の取扱量は近年増加傾向となっている。制度導入前の平成25年度と平成30年度を比較した場合、青果部は136%で、一時、卸売業者が撤退した影響で取扱量を大幅に減少したものの、新たな卸売業者が取扱量を順調に伸ばしている。水産物部は同比93%と減少しているが、平成30年度から地元スーパーとの取引増により前年度比では133%と大きく増加している。花き部(同比112%)も含め、健闘した結果となっている。</p>		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	歳出	187,192	19,240	19,212	4,125	4,222	4,340	歳入	147,628	61	73	383	359	346	(歳出-歳入)	▲39,564	▲19,179	▲19,139	▲3,742	▲3,863	▲3,994		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	青果部	6,886	5,956	14	5,492	8,560	9,389	水産物部	3,915	3,793	3,732	3,587	2,730	3,632	花き部	2,170	2,212	2,316	2,253	2,325	2,440
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度																																																				
歳出	187,192	19,240	19,212	4,125	4,222	4,340																																																				
歳入	147,628	61	73	383	359	346																																																				
(歳出-歳入)	▲39,564	▲19,179	▲19,139	▲3,742	▲3,863	▲3,994																																																				
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度																																																				
青果部	6,886	5,956	14	5,492	8,560	9,389																																																				
水産物部	3,915	3,793	3,732	3,587	2,730	3,632																																																				
花き部	2,170	2,212	2,316	2,253	2,325	2,440																																																				
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>本施設は利用料金収入のみで運営をしており、市の財政的負担は大規模修繕を除いて発生していない。指定管理1期目であるが、上記のとおり成果も上がっており順調に管理運営が行われている。これまでの状況を踏まえ、細微な部分では一部業務範囲や実施方法等で見直す点は想定されるが、現時点では概ね現状のまま継続することが最善と考えられる。</p> <p>なお、昨年、卸売市場法改正に伴い本市市場の業務条例等を改正する必要があるとして、現行の指定管理期間を1年延長したところであるが、業務条例における取引ルール等の決定について、未だ検討が続く全国各卸売市場の動向を見極める必要があることから業務条例の改正時期を見直すとともに、それに伴い、次期指定管理者の更新についても改正後の業務条例を基に手続きを行う必要があることから、それらの手続きに要する期間として、再度、現行の指定管理期間を延長したいと考えている。</p> <p>また、次期指定管理者の募集・選定の公平性、透明性、競争性を確保するため、「1年間」の区切りでの再延長を行うことが最善と考えられる。</p>																																																								
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>上記効果等を検証した結果、現時点では概ね現状のまま指定管理者制度を継続していくことが最適であると考えている。また、卸売市場法改正に伴い、令和元年6月に本市市場のあり方や今後の方向性等を定めた『川崎市卸売市場経営プラン』の改訂を行ったが、本計画においても、当面、南部市場は引き続き指定管理者による市場の管理運営を行っていくとしている。</p>																																																								

### 4. 今後の事業運営方針について

<p>平成26年度から指定管理者制度を導入し5年が経過したが、施設の管理・運営は安定的に行われている。新たな市場活性化事業も多数実施され、運営経費の削減や、市場取扱量が増加するなど制度活用による効果も表れている。そのため、今後更に、増加する荷へ対応など場内事業者等の意見を一層取り入れながら、サービス向上を目指した取組を実施するとともに、買出人や一般利用者への市場PR等を目的とした事業展開も行いながら、現在の指定管理者制度を継続していくことが最適であると考えられる。</p> <p>しかしながら、上記のとおり、業務条例の改正については、全国の卸売市場の動向を見極める必要があることから、議案上程を当初の第4回定例会から第5回定例会とし、これに伴い、次の指定管理者選定スケジュールも変更が必要ことから、現行の指定管理期間を再度延長したいと考えている。また、事業者の事業計画や雇用の確保等も考慮し、その延長期間は1年間とし、次期指定管理を令和3年4月からスタートしたいと考えている。</p>
--